

## 附属機関等の概要

(令和4年4月1日現在)

附属機関等の名称	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会
設置根拠	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会設置要綱
設置の趣旨、必要性等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、浦安市障がいを理由とする差別の解消の進推に関する条例（平成28年条例第16号）及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、早期発見と迅速かつ適切な保護及び支援について、障がいを理由とする差別の解消について及び成年後見制度の利用の促進についての取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等との連携協力体制を図ることを目的として、浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
設置年月日	平成28年4月1日
所管事項	(1)高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、早期発見と迅速かつ適切な保護及び支援について並びに障がいを理由とする差別の解消（以下「虐待防止等」という。）についての情報交換及び状況把握に関すること。 (2)虐待防止等を円滑に実施するための関係機関等の連携に関すること。 (3)虐待防止等に関する啓発活動に関すること。 (4)障がい者差別解消推進計画の策定に関すること。 (5)成年後見制度の利用促進に関すること。 (6)児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に係る取組との連携に関すること。 (7)実務者会議に関すること。 (8)その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
公開、非公開の別	原則非公開
非公開とする理由	虐待や差別を受けている高齢者や障がい者に関する事項を審議する会議であり、その内容を公開すると、審査に係るプライバシーを著しく侵害することとなるため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当
委員の人数・任期	24名 任期2年
委員の報酬等	会長 9,500円／回 委員 9,000円／回 (指定管理者、委託事業者、社会福祉法人を除く)
所管部署	福祉部 社会福祉課、障がい事業課、高齢者包括支援課、中央地域包括支援センター 電話 047-351-1111 内線 15306
備考	

委員名簿（令和4年4月1日現在）

	氏 名	職 等	備 考
1	高木 一郎	浦安市医師会	委員
2	田中 知華	千葉県弁護士会京葉支部	副会長
3	岡田 千波	浦安警察署	委員
4	野澤 和弘	植草学園大学	会長
5	岸 恵美子	東邦大学	委員
6	川崎 裕彰	かわさき社会福祉士事務所	委員
7	古迫 香枝	(株)舞浜コーポレーション	委員
8	藤原 蘭	浦安市介護事業者協議会	委員
9	竹村 葉子	浦安市ケアマネージャー連絡会	委員
10	大塚 早苗	浦安市民生委員児童委員協議会	委員
11	宮本 正栄	中核地域生活支援センターがじゅまる	委員
12	矢富 恒子	浦安市基幹相談支援センター	委員
13	塩谷 祐司	浦安市人権擁護委員連絡会	委員
14	大西 美和	(福)浦安市社会福祉協議会	委員
15	酒井 伸明	(公社)成年後見センター・リーガルサポート 千葉県支部	委員
16	長尾 景子	(一社)千葉県社会福祉士会権利擁護センター ばあとなあ千葉	委員
17	武内 智子	市川健康福祉センター	委員
18	富永 文彦	新浦安駅前地域包括支援センター	委員
19	浅地 香織	高洲地域包括支援センター	委員
20	青野 喬	富岡地域包括支援センター	委員
21	松本 弘子	浦安駅前地域包括支援センター	委員
22	高梨 誠二	福祉部	委員
23	八田 綾子	中央地域包括支援センター	委員
24	有澤 佳彦	障がい者権利擁護センター (障がい事業課)	委員